山口県ヤングケアラー支援に関する検討会議設置要綱

(設置目的)

第1条 ヤングケアラー支援について幅広い観点から意見を聴取し、諸施策を効果的に推進するため、「山口県ヤングケアラー支援に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。
 - (1) ヤングケアラーの支援に関する情報及び意見の交換に関すること。
 - (2) ヤングケアラーの支援に関する具体的な方策に関すること。
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議の委員は、別表に掲げる機関・団体から推薦のあった者をもって組織 する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 検討会議には会長及び副会長1名を置く。
- 2 会長は、検討会議の会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、 その職務を代理する。
- 3 会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長が指名する。

(会議)

- 第6条 検討会議の会議は会長が必要に応じて招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課児童環境班において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月18日から実施する。

別表(第3条関係)

区分	機関・団体
学識経験(1)	山口県立大学(社会福祉学部)
福祉関係(5)	山口県社会福祉協議会
	山口県民生委員児童委員協議会
	山口県介護支援専門員協会
	山口県相談支援専門員協会
	山口県医療ソーシャルワーカー協会
教育関係(4)	山口県小学校長会
	山口県中学校長会
	山口県公立高等学校長会
	やまぐち総合教育支援センター子どもと親のサポートセンター
行政関係(2)	宇部市こども未来部
	福祉総合相談支援センター